

## 議第62号

三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

(三島市税賦課徴収条例の一部改正)

**第1条** 三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第32条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第35条の2第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第35条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第45条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第52条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第52条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住

所及び氏名又は名称)」に改める。

第56条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第57条の2第1項第1号及び第57条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第73条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第73条の2第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第115条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第1条の2の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第5条の3に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第5条の4第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人

番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第11条の2を次のように改める。

## 第11条の2 削除

(三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年三島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち三島市税賦課徴収条例第22条第2項を改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第1条中三島市税賦課徴収条例附則第11条の改正規定を次のように改める。

附則第11条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第68条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第68条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第 6 条の表中「附則第11条」を「附則第11条第 1 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第 1 条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中三島市税賦課徴収条例第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 32 条第 2 項、第 35 条の 2 第 7 項、第 35 条の 3 の 3 第 4 項、第 45 条第 3 項各号、第 52 条の 2 第 1 項第 1 号、第 52 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 56 条第 3 項第 1 号、第 57 条の 2 第 1 項第 1 号、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号、第 73 条第 2 項第 2 号、第 73 条の 2 第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定並びに附則第 5 条の 4 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の改正規定並びに附則第 2 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中三島市税賦課徴収条例附則第 1 条の 2 の 2 第 1 項及び第 11 条の 2 の改正規定並びに附則第 5 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

**第 2 条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の三島市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 32 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 45 条第 3 項（申請書の提出期限に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する市民税について適用し、施行日前に納期限が到来した市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 45 条第 3 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

5 新条例第35条の2第7項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第35条の2第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

**第3条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第56条第3項（申請書の提出期限に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に納期限が到来する固定資産税について適用し、施行日前に納期限が到来した固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第52条の2第1項第1号、第52条の3第1項第1号及び第2項第1号、第56条第3項第1号、第57条の2第1項第1号並びに第57条の3第1項第1号並びに附則第5条の4第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第52条の2第1項並びに第52条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第56条第3項に規定する申請書又は新条例第57条の2第1項及び第57条の3第1項並びに附則第5条の4各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第52条の2第1項並びに第52条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第56条第3項に規定する申請書又は旧条例第57条の2第1項及び第57条の3第1項並びに附則第5条の4各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新条例附則第5条の3第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

**第4条** 新条例第73条第2項並びに第73条の2第2項及び第3項（いずれも申請書の提出期限に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に納期限が到来する軽自動車税について適用し、施行日前に納期限が到来した軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第73条第2項第2号及び第73条の2第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第73条第2項並びに第73条の2第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第73条第2項並びに第73条の2第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

**第5条** 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第11条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第78条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第81条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第81条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下
---------	--------------	-----------------------------------------------------------

		この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。) 第48号の5様式
第81条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第81条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第81条第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第75条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第18条、第81条第4項及び第5項、第82条の2並びに第82条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	第81条第1項若しくは第2項、	三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第18条第2号	第81条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第18条第3号	第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第81条第1項若しくは第2項の申告書又は第115条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第81条第4項	施行規則第34号の2様式	地方税法等の一部を改正

	又は第34号の2の2様式	する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第81条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第82条の2の2	第81条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第82条の3第2項	第81条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第82条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第81条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である

場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	から前項まで	並びに附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項及び第 6 項
第 7 項の表第 18 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 18 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 18 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 81 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 81 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 82 条の 2 の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項

第7項の表第82条の3第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から前項まで	並びに附則第5条第12項において準用する同条第5項及び第6項
第7項の表第18条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において

		て準用する同条第6項
第7項の表第18条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第18条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第81条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第81条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第82条の2の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第82条の3第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第13項
	附則第20条第 4 項	附則第20条14項において準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成31年 4 月30日
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成31年 9 月30日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第13項の
	から前項まで	並びに附則第 5 条第14項において準用する同条第 5 項及び第 6 項
第 7 項の表第18条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第18条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第18条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第81条第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第81条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第82条の 2 の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第82条の 3 第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

**第 6 条** 新条例第115条の 3 第 2 項 (申請書の提出期限に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に納期限が到来する特別土地保有税について適用し、施行日前に納期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第115条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第115条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

平成27年9月8日提出

三島市長 豊岡 武士